

# 「訪問リハビリテーション国府」運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

### (事業の目的)

第1条 訪問リハビリテーション国府（以下「当施設」という。）は、高齢者が要介護状態等となった場合にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要な訪問リハビリテーション（以下「サービス」という。）を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営するものとする。

- 一 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努める。
- 二 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
- 三 市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の施設その他の保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- 四 地域に開かれた施設として運営し、地域住民・ボランティア等との連携及び協働により地域交流に努めること。
- 五 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るように努めること。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問リハビリテーション国府
- 二 所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (職員の定数)

第4条 当施設に次の職員を置く。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 一 施設長（管理者・医師）        | 1名   |
| 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1名以上 |
| 三 事務職員               | 若干名  |

### (職務内容)

第5条 職務内容は、次のとおりとする。

- 一 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、医師の管理のもとに理学療法、作業療法又は言語聴覚療法あるいは摂食・嚥下リハビリテーション等を行うほか次の業務を行う。
  - ア 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するための目標設定と計画的な実施に関すること。
  - イ 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた当該サービスの目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載し、かつ居宅サービス

計画に沿った訪問リハビリテーション計画（以下「サービス計画」という。）の作成（サービス計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該サービス計画が居宅サービスに沿ったものであるか否かの確認と必要な措置を含む。（下記エの場合も同様とする。））に関する事。

ウ サービス計画の実施にあたり行うその内容等の説明、利用者の同意を得ること及びサービス計画書の交付に関する事。

エ 他の医療機関の医師から情報提供を受けてサービスを実施する場合の当該サービス計画の作成及び当該情報提供を行った医療機関の医師との連携に関する事。

オ サービス計画書の保存に関する事。

カ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に関する事。

ニ 事務職員は、次の業務を行う。

ア 事業運営に関する文書の収発

イ 介護報酬の請求及び収納に関する事務

ウ 利用料等の請求に関する事務

エ 事業運営の経常経費にかかる事務

オ 備品及び消耗品等の管理

カ 事業の予算、決算に関する事務及び予算管理

### 第3章 施設の営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第6条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、毎週の土曜日・日曜日及び法令に基づく祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く全ての日とする。

二 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。

### 第4章 サービス体制及び内容

（サービス計画の作成）

第7条 リハビリテーションの提供開始に際しては、あらかじめ居宅サービス計画に沿ったサービス計画を作成するものとする。なお、サービス計画作成後に居宅サービス計画が作成されたときは、当該サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じてサービス計画の変更等調整を図る。

2 サービス計画は、従業者が共同して、利用者の心身の状況及び利用者又はその家族の希望並びに地域の住民による自発的な活動によるサービスも加味した生活環境を踏まえ、日常生活上必要とされる具体的な内容を勘案して作成し、利用者又はその家族の同意を得て置くものとする。

（サービス体制及び内容）

第8条 利用者が、可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことがで

きるよう、その居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

2 サービスの提供は、当施設職員によってのみ行う。ただし、利用者処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(サービスの提供)

第9条 サービスの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が行うものとする

2 サービスの提供にあたっては、サービス計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復や失語症、構音障害などの訓練を図り、日常生活における自立に資するよう妥当適切に行う。

3 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

5 それぞれの利用者について、サービス計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかにリハ記録を作成するとともに医師に報告する。

## 第5章 利用料及びその他の費用の額

(利用料及びその他の費用)

第10条 利用料は、別に定める料金表のとおりとし、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者の負担額とする。

2 前項の費用の徴収は、あらかじめ利用者及びその家族に対し、個々のサービス内容及び費用について説明し、利用者の同意・契約を得たものについてのみ徴収できるものとする。

3 当施設は、利用者又はその家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日迄に送付し、利用者又はその家族は、当施設に対し当該合計額をその月の末日迄に支払うこと。

4 支払い方法は、①現金 ②金融機関への振込 ③金融機関（郵便局、JAバンク含む）口座自動引落とし、利用者又はその家族がいずれかを選ぶことができる。

5 領収書は、利用料金の支払いを受けたとき利用者又はその家族の指定する送付先へ送付する。

## 第6章 実施地域

(実施地域等)

第11条 サービスの実施地域は次に掲げるとおりとする。

上越市の自動車で概ね片道30分以内（旧上越市、名立区、大潟区、頸城区）の地域とする。

## 第7章 事業運営に関する重要事項

(特に留意すべき事項)

第12条 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。

(利用開始及び利用中止または終了)

第13条 利用開始及び利用中止又は終了は、次のとおりとする。

一 利用開始

- ア 利用開始は、利用者又はその家族が利用契約書に記名し且つ利用者が同意し、契約書を提出したときとする。
- イ 契約満了日まで、利用者から契約を終了する旨申し出がない場合、契約は、自動的に更新するものとする。

二 利用中止または終了

- ア 契約の解除及びサービスの終了は、利用者又はその家族による利用中止の申し出があった場合とする。その他次のイ～オに該当する場合にもその利用は終了したものとする。
- イ 利用者が自立と認定された場合。
- ウ 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間を超える場合。
- エ 利用者及びその家族が、契約に定める利用料金を2ヶ月分以上を滞納し、その支払いを督促しても、10日以内に支払われない場合
- オ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、利用が不可能と判断された場合。

三 途中解除

- ア 利用者が正当な理由なく、利用実施時間中に利用中止を申し出た場合、原則として料金及びその他の費用を徴収することができる。
- イ 居宅サービス計画作成者に対する利用の解除及び終了の連絡は、第一義的には利用者又はその家族が行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 従業者又は従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

(要望及び苦情処理窓口)

第15条 サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するほか当施設は必要な措置をする。

2 当施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しておくものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡を行うとともに速やかに必要な措置を講じなければならないこと。

2 事故に伴う損害賠償は速やかに行う。

(損害賠償)

第17条 当施設の責により利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止等)

第18条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)

- る。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- (業務継続計画の策定等)

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- (衛生管理と感染症対策等)

第20条 当施設は、利用者の利用に供するための、什器、備品類について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、管理を厳正、かつ、適正に行わなければならない。また、感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

第21条 当施設は、利用者の施設サービス提供に関する記録を作成し、その記録は、完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び等施設が定める規程等に基づき、通常必要とされる利用目的等を施設内に掲示するものとする。
  - 3 利用者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、利用者の家族、その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき利用者の承諾その他必要と認められる場合のみ開示するものとする。
- (地域連携等)

第22条 当施設の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めなければならないこと。

(身分を証する書類の携行)

第23条 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた場合、身分証明書を提示しなければならない。

(市町村への通知)

第24条 次の各号に該当すると認められた場合は、速やかに関係市町村に必要な連絡をするものとする。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第8章 利用者における利用上の留意点

(サービス開始に際し事業所として遵守すべき基本的な事項)

第25条 当施設は、利用者及びその家族に、利用者が当施設が定めたサービス計画に従ったりハビリに専念し、かつ、これが、在宅生活継続維持を目標として実施されるものであることを、あらかじめ、十分理解を得ておかなければならない。

2 施設提供にあたっては、その当初において利用者又は家族に、遵守事項を一括した内容の書面「当施設利用上の重要事項説明書」を交付し、かつ、これを読み聞かせたうえ、具体的かつ十分な理解を得るように努めることとする。

(会計の区分)

第26条 当施設は、介護保険サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。

(諸記録の整備)

第27条 当施設は、従事者、施設及び設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 利用者に対する介護保険施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

3 前各項の保存期間は、別に定める文書取扱規程により個々に取扱うものとする。

## 第9章 その他

(暴力団等の排除)

第28条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附 則

この規程は、平成15年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和 6年 5月30日から施行する。

# 国府の里 「介護予防訪問リハビリテーション国府」 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

### (事業の目的)

第1条 介護予防訪問リハビリテーション国府（以下「当施設」という。）は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の自宅において理学療法、作業療法若しくは言語聴覚療法その他必要な介護予防訪問リハビリテーション（以下「サービス」という。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営する。

- 一 利用者の介護予防に資するよう、その目的を設定し介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「サービス計画」という。）に基づき行うように努める。
- 二 介護予防サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- 三 利用者の自立支援を常に意識したサービス提供に努める。
- 四 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- 五 サービス提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図り、その他、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけを行う。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 「介護予防訪問リハビリテーション国府」
- 二 所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務・サービス体制の内容

### (職員の定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 一 施設長（管理者・医師）          | 1名  |
| 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 | 若干名 |
| 三 事務職員                 | 若干名 |



(職務・サービス体制及び内容)

第5条 職務内容は、理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士は、医師の管理の下に理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行うほか次の業務を行う。

- 一 サービスの提供にあたっては、主治医又は歯科医師からの情報等に基づき、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、具体的なサービスの内容、サービス提供期間等を記載した介護予防サービス計画を作成する。また、必要に応じてサービス計画の変更等調整を図るものとする。
- 三 サービス計画は、既に、その介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、サービス計画を作成する。また、必要に応じてサービス計画を作成した際には、利用者に交付しなければならない。
- 六 サービスの提供にあたっては、医師の指示及びその計画書に基づき、利用者の心身の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。
- 七 サービスの提供にあたっては、利用者又は家族に対し、理解しやすいように指導説明を行い、また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行うものとする。
- 八 それぞれの利用者について、サービス計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- 九 サービス計画に基づくサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 十 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該看護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行うものとする。

### 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、毎週の土曜日・日曜日及び法令に基づく祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日まで)を除く全ての日とする。
- 二 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。

## 第4章 利用料及びその他の費用の額

(利用料及びその他の費用)

第7条 利用料は別に定める料金表のとおり、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者の負担額とする。

2 前項の費用の徴収は、あらかじめ利用者及びその家族に対し、個々のサービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意・契約を得たものについてのみ徴収できるものとする。

3 当施設は、利用者又はその家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに送付し、利用者又はその家族は、当施設に対し当該合計額をその月の末日迄に支払うこととする。

4 支払い方法は、①現金 ②金融機関への振込 ③金融機関（郵便局、JAバンク含む）口座自動引落とし、利用者又はその家族がいずれかを選ぶことができる。

5 領収書は、利用料金の支払いを受けたとき、利用者又はその家族の指定する送付先へ送付する。

## 第5章 実施地域

(実施地域等)

第8条 サービスの実施地域は次に掲げるとおりとする。

上越市の自動車で概ね片道30分以内の地域（旧上越市、名立区、大潟区、頸城区）とする。

## 第6章 事業運営に関する重要事項

(特に留意すべき事項)

第9条 要介護度や所得の多寡を理由にサービスを拒否してはならない。

(利用開始及び利用中止または終了)

第10条 利用開始及び利用中止または終了は、次のとおりとする。

### 一 利用開始

ア 利用開始は、利用者又はその家族が利用契約書に記名し、かつ、利用者が同意し契約書を提出したときとする。

イ 契約満了日まで、利用者から契約を終了する旨申し出がない場合、契約は、自動的に更新するものとする。

## 二 利用中止または終了

- ア 契約の解除及びサービスの終了は、利用者又はその家族による利用中止の申し出があった場合とする。その他イ～オに該当する場合にもその利用は終了したものとす。
- イ 利用者が要介護認定を受けた場合。
- ウ 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間を超える場合。
- エ 利用者及びその家族が、契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促しても、10日以内に支払われない場合。
- オ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、利用が不可能と判断された場合。

## 三 途中解除

- ア 利用者が正当な理由なく、利用実施時間中に利用中止を申し出た場合、原則として料金及びその他の費用を徴収することができる。
- イ 介護予防サービス計画作成者に対する利用者の解除及び終了の連絡は、第一義的には利用者又はその家族が行うものとする。

### (秘密の保持)

- 第11条 従業者又は従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報や秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

### (要望及び苦情処理窓口)

- 第12条 当施設は、サービスに関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため苦情を受け付けるための窓口を設置するほか、必要な措置をとるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、その内容を記録しておくものとする。

### (事故発生時の対応)

- 第13条 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡を行うとともに速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 2 事故に伴う損害賠償は速やかに行うものとする。

### (損害賠償)

- 14条 当施設の責により利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待の防止等)

第15条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 当施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(食中毒・感染症対策及び衛生管理等)

第17条 利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め食中毒を未然に防ぐなどの予防対策又は衛生上必要な措置の指導等を行うようにするとともに、医薬品及び医療用具の適切管理指導を併せ行うこととする。

2 感染症については、発生又はまん延しないような措置を講ずること及び感染症予防に関するマニュアル等を整備する。また、感染事例又はインシデント・アクシデント事例の記録や当該事例を検討した会議の記録及び検討結果に基づく是正等の記録に努めることとする。

3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発生やまん延を防止するための適切な措置を講じなければならない。また、必要に応じて上越健康福祉環境事務所の助言、指導を求めると共に常に密接な連携を保つこととする。

(サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

第18条 利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録は、完結の日より5年間保存するものとする。

- 2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び当施設がさだめる規程等に基づき、通常必要とされる利用目的等を施設内に掲示するものとする。
- 3 利用者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、利用者の家族、その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき手続きを経て、利用者の承諾その他必要と認められる場合に開示するものとする。

(地域連携等)

第19条 当施設の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの、地域との交流に努めなければならないこと。

(身分を証する書類の携行)

第20条 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた場合は、身分証明書を提示しなければならない。

(市町村への通知)

第21条 次の各号に該当すると認められた場合は、速やかに関係市町村に必要な連絡をするものとする。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第7章 利用者における利用上の留意点

(サービス開始に際し当施設が遵守すべき基本的な事項)

第22条 当施設は、利用者及びその家族に、利用者が当施設の定めたサービス計画に従ったリハビリに専念し、かつ、これが在宅生活継続維持を目標として実施されるものであることを、あらかじめ十分理解を得ておかななければならない。

- 2 サービス提供にあたっては、その当初において利用者又はその家族に、遵守事項を一括した内容の書面「介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書」を交付し、かつ、これを具体的に読み聞かせたうえ、十分な理解を得るように努めることとする。

(会計の区分)

第23条 当施設は、介護予防保険施設サービス事業の会計と、その他の事業の会計をできる範囲内において区分しなければならない。

(諸記録の整備)

第24条 当施設は、従事者、事業及び設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

3 前項の保存期間は、別に定める文書取扱規程により個々に取扱うものとする。

## 第8章 その他

(暴力団等の排除)

第25条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成27年 8月 1日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成27年10月 1日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成29年 6月 1日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、令和 6年 5月30日から施行する。